

石川県ドクターヘリ運航業務委託契約書（案）

石川県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲は、石川県ドクターヘリ運航業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第 2 条 乙は、契約締結の日から令和 14 年 3 月 31 日までの間、委託業務を行うものとする。

（委託料）

第 3 条 甲は、委託業務の実施に要する費用を委託料として乙に支払うものとする。

2 前項の委託料の限度額は、金●, ●●●, ●●●, ●●●円（うち消費税額及び地方消費税額●, ●●●, ●●●円）とする。ただし、各年度に支払う委託料の限度額は、別紙 1 によるものとする。

3 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱の改正によって補助金の金額が変更された場合、甲乙協議のうえ、速やかに該当年度より前項の委託料を改定するものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、免除する。

（業務の実施）

第 5 条 乙は、委託業務の実施に当たっては、別添の委託業務仕様書及び甲の指示に従い、その目的を達成するよう誠実かつ効果的に行うものとする。

（帳簿の備付け及び保存）

第 6 条 乙は、委託業務の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、委託業務の終了した日の属する年度経過後 5 年間保存しておかなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第 7 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第 8 条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第 18 条及び第 19 条の規定に準じた秘密の保持及

(別添4)

び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

- 3 乙が第1項ただし書の規定により他の者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係る他の者の行為は、乙の行為とみなす。

(報告の徴収等)

- 第9条 甲は、必要があるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

- 第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務実施報告書の提出及び検査)

- 第11条 乙は、運航開始の月から、毎月、業務実施報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務実施報告書を受理したときは、速やかにその内容を検査するものとする。
- 3 甲は、前項の検査の結果、その内容が契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し、その旨を通知するものとする。

(委託料の支払)

- 第12条 乙は、前条第3項の通知を受理したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、別紙2に定める委託料の月額を乙に支払うものとする。
- ただし、乙の責めに帰すべき事由により業務期間に1月未満の端数が生じたときは、甲乙協議のうえ、当該日数を控除し、次式により算出した額とすることができる。

別紙に定める月額

$$\frac{\text{別紙に定める月額}}{\text{当月の暦日数}} \times \text{当月の業務日数} = \text{当月の委託料（円未満切捨て）}$$

(委託料の遅延利息)

- 第13条 甲は、正当な理由なく委託料の全部又は一部を前条第2項に定める支払期限までに乙に支払わなかったときは、その未払金額について、支払期限到来の日の翌日から支払を行うまでの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除等)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の全

(別添4)

部若しくは一部の停止を命じ、この契約の全部若しくは一部を解除し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は支払った委託料の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
- (3) 委託業務を継続する意思がないものと甲が認めたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等（乙の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

- (5) 乙が、公益通報をしたことを理由として、乙が雇用する者に対し解雇、減給、配置転換その他の不利益な取扱いを行ったと認められるとき。
- (6) 航空事故、重大インシデント、所轄官庁による不利益処分等、重大な不安全事故が生じ、これに対して、乙による適切な対応が行われていないと甲が判断したとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った独占禁止法第66条の規定による審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えが提起さ

れたときを除く。)

(4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金及び損害賠償額)

第 16 条 乙は、第 14 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲に契約金額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。

2 乙は、前項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第 17 条 乙は、この契約に関して第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 15 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合であって、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認める場合

(2) 第 15 条第 1 項第 5 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務が終了した後においても適用する。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし又はいかなる目的にも使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第 20 条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲のみの責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(別添4)

(合意管轄)

第 21 条 甲、乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県
石川県知事

乙

別紙 1 (各年度に支払う委託料の限度額)

- 1 契約書第 3 条第 2 項の各年度に支払う委託料の限度額は、表 1 のとおり算出した額とする。ただし、算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

<表 1>

年度(運航年度)	委託料の限度額
令和 9 年度	(令和 8 年度の飛行時間に対応する基準額) × 委託料率※
令和 10 年度	(令和 9 年度の飛行時間に対応する基準額) × 委託料率※
令和 11 年度	(令和 10 年度の飛行時間に対応する基準額) × 委託料率※
令和 12 年度	(令和 11 年度の飛行時間に対応する基準額) × 委託料率※
令和 13 年度	(令和 12 年度の飛行時間に対応する基準額) × 委託料率※

※委託料率は、下記 3 (2) のとおり

- 2 表 1 の飛行時間に対応する基準額は、表 2 のとおりの額とする。

<表 2>

飛行時間 (運航年度の前年度の飛行時間)	飛行時間に対応する基準額
50 時間未満	324, 789, 000 円
50 時間以上 100 時間未満	335, 289, 000 円
100 時間以上 150 時間未満	345, 789, 000 円
150 時間以上 200 時間未満	356, 289, 000 円
200 時間以上 250 時間以上	366, 789, 000 円
250 時間以上 300 時間未満	377, 289, 000 円
300 時間以上 350 時間未満	387, 789, 000 円
350 時間以上	398, 289, 000 円

- 3 上記 1 及び 2 に記載する各用語を、以下のとおり定める。

(1) 飛行時間

飛行時間は、表 3 に定める出勤時間、空輸時間、訓練時間の総時間のこととする。

<表 3>

飛行時間の区分	飛行の目的
出勤時間	・ 現場出勤 ・ 施設間搬送 ・ 出勤後のキャンセル
空輸時間	・ 給油 (待機場所～給油場所への空輸) ・ 夜間駐機 (待機場所～夜間駐機場所の空輸) ・ 他機飛来時 (待機場所に他機が飛来した際の移動・ホバリング待機等) ・ 機体入替 (耐空検査や機体操りに伴う機体入替) ・ 不具合代替 (期待不具合時の代替機投

(別添 4)

	入、不具合気の現場離脱 (MEL 適用等)) ・悪天避難 (強風や荒天による機体避難)
訓練時間	・操縦士訓練 (操縦士の経験付け、技量維持の飛行) ・試験飛行 (現場配置機の整備後試験飛行、医療機器等の搭載可否確認のための電磁干渉試験) ・想定訓練 (患者搬送を想定して行われる訓練 (シミュレーション))

(2) 委託料率

委託料率は、契約書第 3 条第 2 項の委託料の限度額をもとに、次式のとおり算出した率とする。

$$\text{委託料率 (\%)} = \frac{\text{円 (委託料の限度額)}}{398,289,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 年}} \times 100$$

別紙 2 (委託料の月額)

委託料の月額は以下のとおりとする。

なお、令和 9 年度以降の各年度の委託料の月額については、各年度の前年度の飛行時間を甲乙双方が確認のうえ、別紙 1 に基づき、毎年度初めに、覚書により定めることとする。

<令和 8 年度> 単位 (円)

運航準備期間のため、委託料は生じないものとする。

<令和 9 ～13 年度> 単位 (円)

○前年度の飛行時間が「50 時間未満」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

○前年度の飛行時間が「50 時間以上 100 時間未満」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

(別添4)

○前年度の飛行時間が「100 時間以上 150 時間未満」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

○前年度の飛行時間が「150 時間以上 200 時間未満」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

(別添4)

○前年度の飛行時間が「200 時間以上 250 時間未満」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

○前年度の飛行時間が「250 時間以上 300 時間未満」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

(別添4)

○前年度の飛行時間が「300 時間以上 350 時間未満」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

○前年度の飛行時間が「350 時間以上」

年 月	委託料 (月額)	備考
当 該 年 4 月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5 月		
〃 6 月		
〃 7 月		
〃 8 月		
〃 9 月		
〃 10 月		
〃 11 月		
〃 12 月		
当該年の翌年 1 月		
〃 2 月		
〃 3 月		
計		うち消費税額等相当額 円

石川県ドクターヘリ運航業務の委託料に関する覚書

石川県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で令和 年 月 日に締結された「石川県ドクターヘリ運航業務委託契約書」（以下「原契約」という。）の委託料について、次のとおり、覚書を締結する。

（定義）

第1条 本覚書において用いる用語は、本覚書において特段の定めのない限り、原契約に定める定義によるものとする。

（委託料の月額）

第2条 原契約第12条第2項、原契約別紙1及び別紙2に基づき、令和 年度の委託料の月額を、下表のとおり定める。

年 月	委託料（月額）	備考
令和 年4月		消費税額及び地方消費税額を含む
〃 5月		
〃 6月		
〃 7月		
〃 8月		
〃 9月		
〃 10月		
〃 11月		
〃 12月		
令和 年1月		
〃 2月		
〃 3月		
計		うち消費税額等相当額 円

（有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県
石川県知事

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、石川県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。